

広島県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和五十二年広島県選挙管理委員会告示第六十号(選挙長等に支給する報酬等の額の定め)の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

第一号中「一万七百元」を「一万六百元」に、「八千九百元」を「八千八百円」に改める。